

チャレンジ企業支援型工事等試行要領

(趣旨)

第1条 徳島県県土整備部及び各総合県民局県土整備部が発注する「チャレンジ企業支援型工事等」(徳島県建設工事請負業者選定要綱に基づく直近上位の格付等級(以下、「等級」という。)の者を対象とした入札に参加できるモデル事業)は徳島県建設工事請負業者選定要綱第7条に基づくものであり、発注に関する必要な事項及び対象となる工事又は業務(以下、「対象工事」という。)を次のとおり定める。

(入札方式)

第2条 この入札は、一般競争入札(価格競争)及び一般競争入札(総合評価落札方式)又は災害復旧事業等による臨時措置で実施する指名競争入札によって執行するものとする。

(対象工事)

第3条 前条により発注する工事種別が土木一式工事のものを対象とする。

2 対象工事は、次のうちから発注者が工種や現場条件等により総合的に判断し選定する。

- (1) 下位等級の業者が落札した場合でも施工が可能なもの
- (2) 入札が不調・不落となったもの
- (3) その他発注者が「チャレンジ企業支援型」として、発注することが適当と認めるもの

(許可区分)

第4条 特定建設業と一般建設業許可の区分は現行法令に準拠すること。

(その他)

第5条 対象工事は、工事名等の末尾に「(チャレンジ型)」と追記する。

2 入札公告「1 入札に付する事項(8) その他」にチャレンジ企業支援型工事等である旨記載すること。

3 この要領に定めのない事項については、別に定めるところによるものとし、疑義が生じた場合には、建設管理課と協議して定める。

附則

この要領は、令和4年8月20日から施行する。